令和８年度　地域コミュニティ活性化事業助成金の概要及び留意事項

公益財団法人静岡県市町村振興協会

１　趣　旨（要領第１）

活発なまちづくりを推進することを目的に、快適な暮らしの実現や暮らしの中から生じる課題に対し、住民主体でその解決に取り組んでいる地域コミュニティ団体の活動に対し補助する市町に対し、これら地域コミュニティ活動の一層の活性化を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付するもの。

２　助成対象事業等（要領第２・第３）

⑴ 助成対象事業は、市町が行う地域コミュニティ団体への事業費補助事業とする。

⑵ 要領第２の⑶で定める地域コミュニティ団体とは原則として以下に該当する団体をいう。

〇 ５人以上の構成員で組織している団体

〇 助成金の申請を行う市町内に事務所等を置き、主として当該市町内で活動を行っている団体

⑶ 事業の審査にあたっては、当法人が地域コミュニティ団体の実施する事業を個別に審査・助成するのではなく、市町が行う事業費補助事業に対し助成するものとするが、以下のような事業は助成対象としない。

〇 設備、備品の整備が主要目的と見なされる事業

〇 事業の効果が補助事業者の内部に止まると見なされる事業

⑷ 助成対象は、あくまで地域コミュニティ団体への事業費補助事業であることから、運営費補助事業は、助成対象としない。

⑸ 市町の補助事業が、運営費補助と事業費補助を一体としているときは、これらを適当な方法で按分したうちの事業費補助相当分を助成対象事業費として計上することができる。

３　助成金額及び助成率（要領第３）

⑴ 助成限度額　１市町あたり１事業年度 200 万円

⑵ 助成率　　助成対象事業費に対し 2/3（1,000 円未満切り捨て）

４　助成金交付申請（要領第４）

⑴ 所定様式により、理事長あて助成金交付申請を行う。

⑵ 要領第４の⑵の提出期限の「理事長が別に指定する日」は、市町の補助金の交付決定の日以降で、市町の補助金の交付確定及びこれに類する行為の日より前又は 12 月 31 日のいずれか早い日までとする。申請書の提出が 12 月 31 日に間に合わない場合は、事前に協会に報告し、その指示を受けること。

５　変更の承認申請（要領第６）

⑴　要領第５の⑴のいずれかに該当するときは、速やかに、理事長あて変更の承認申請を行う。

⑵　助成金の交付決定額が助成金交付にあたっての上限額となるため、要領第５の⑴のいずれにも該当しない場合であっても、助成金額の増額を希望する場合にはその金額の多寡に関わらず、変更の承認申請を行う。

６　事業実績報告（要領第７）

⑴　所定様式により、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は助成金の交付決定のあった日の属する事業年度の翌年度４月 30 日のいずれか早い日までに、理事長あて実績報告を行う。

⑵　この事業でいう「事業完了」とは、市町のコミュニティ団体に対する補助金の交付確定又はそれに類する行為を指す。

⑶　要領第７の⑴のエの㈠に規定する地域コミュニティ団体への補助金交付確定通知書の写しについて、市町の補助金交付要綱において交付確定通知書を発信しないときは、市町の最終的な補助金額が分かる書類を添付すること。

７　助成金支払請求（要領第８）

助成金の交付確定を受けた市町は、助成金交付確定通知書を受領した日から起算して 10 日以内に、理事長あて助成金交付請求書を提出する。